

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇ 告 示 町等の区域の新設等(地方課)
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)
土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)
保安林の指定の解除(造林課)
土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇ 教委告示 平成四年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(教職員課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 交通誘導警備に係る検定の実施(〃)
- ◇ 雑 報 乙種危険物取扱者指定講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第六百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第四項後段の規定による円護寺町地区画整理事業(第三工区)施行地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

北園一丁目

同上の区域(平成三年三月二十日現在の地番による。)

円護寺字妙見北側三八一の一の一部、三八二の一の一部、
円護寺字妙見堤ノ下四二四の一の一部、四二五の一の一部、四二六、
四二七、四二七の一、四二七の二、四二八の一、四二八の
二、四二九から四三二まで及びこれらと一体をなす国有地
円護寺字妙見西側四三三、四三三、四三三の一、四三三か
ら四四〇まで、四四一の一の一部、四四一の一の一部、四四二
の一の一部、四四四の一の一部、四四五の一の一部、四五〇の一の一部、四
五一、四五一の一の一部、四五二から四五八まで及びこれ

	<p>らと一体をなす国有地 円護寺字古寺四五九、四五九の一、四五九の次一、四六〇の一、四六一の一部、四六二、四六四の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 円護寺字妙見堤ノ上四七二の一部、四七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 円護寺字上ノ平ル妙見平四九一、四九二の一部、四九三の一部、四九三の一の一部、四九三の二、四九三の三、五〇一から五〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 円護寺字姥ヶ谷七〇二の一部、七〇三の一部、七〇三の一の一部、七〇四の一部 円護寺字妙見向平七三七の二の一部、七三八の二の一部、七四二の三の一部、七四二の五の一部</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年三月二十日現在の地番による。）</p>
<p>円護寺字妙見北側</p>	<p>円護寺字妙見北側のうち三八一の一の一部、三八二の一部以外の区域</p>
<p>円護寺字妙見堤ノ下</p>	<p>円護寺字妙見堤ノ下のうち四二四の一部、四二五の一部、四二六、四二七、四二七の一、四二七の二、四二八の一、四二八の二、四二九から四三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>円護寺字古寺</p>	<p>円護寺字古寺のうち四五九、四五九の一、四五九の次一、四五九の二、四五九の三、四五九の四、四五九の五、四五九の六、四五九の七、四五九の八、四五九の九、四五九の十、四五九の十一、四五九の十二、四五九の十三、四五九の十四、四五九の十五、四五九の十六、四五九の十七、四五九の十八、四五九の十九、四五九の二十、四五九の二十一、四五九の二十二、四五九の二十三、四五九の二十四、四五九の二十五、四五九の二十六、四五九の二十七、四五九の二十八、四五九の二十九、四五九の三十、四五九の三十一、四五九の三十二、四五九の三十三、四五九の三十四、四五九の三十五、四五九の三十六、四五九の三十七、四五九の三十八、四五九の三十九、四五九の四十、四五九の四十一、四五九の四十二、四五九の四十三、四五九の四十四、四五九の四十五、四五九の四十六、四五九の四十七、四五九の四十八、四五九の四十九、四五九の五十、四五九の五十一、四五九の五十二、四五九の五十三、四五九の五十四、四五九の五十五、四五九の五十六、四五九の五十七、四五九の五十八、四五九の五十九、四五九の六十、四五九の六十一、四五九の六十二、四五九の六十三、四五九の六十四、四五九の六十五、四五九の六十六、四五九の六十七、四五九の六十八、四五九の六十九、四五九の七十、四五九の七十一、四五九の七十二、四五九の七十三、四五九の七十四、四五九の七十五、四五九の七十六、四五九の七十七、四五九の七十八、四五九の七十九、四五九の八十、四五九の八十一、四五九の八十二、四五九の八十三、四五九の八十四、四五九の八十五、四五九の八十六、四五九の八十七、四五九の八十八、四五九の八十九、四五九の九十、四五九の九十一、四五九の九十二、四五九の九十三、四五九の九十四、四五九の九十五、四五九の九十六、四五九の九十七、四五九の九十八、四五九の九十九、四五九の百</p>

<p>円護寺字妙見堤ノ上</p>	<p>四六〇、四六一、四六二、四六四、四六五の二、四七一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 円護寺字妙見堤ノ上のうち四七二の一部、四七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>円護寺字上ノ平ル妙見平</p>	<p>円護寺字上ノ平ル妙見平のうち四九一、四九二の一部、四九三の一部、四九三の一の一部、四九三の二、四九三の三、五〇一から五〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>円護寺字姥ヶ谷</p>	<p>円護寺字姥ヶ谷のうち七〇二の一部、七〇三の一部、七〇三の二の一部、七〇四の一部以外の区域</p>
<p>円護寺字妙見向平</p>	<p>円護寺字妙見向平のうち七三七の二の一部、七三八の二の一部、七四二の三の一部、七四二の五の一部以外の区域 円護寺字古寺四六〇の一部、四六一の一部、四六四の一部、四六五の二、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 円護寺字妙見堤ノ上四七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第六百三十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年九月三日

貸読図書 図 書 目 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	表示された発 行所名
		題	号		
4186	雑誌その他 の刊行物	灼熱レイプ		ISBN 4-06-20 4646-53 -BX41	エスケイター出版
4187	"	CANDY		BP- 10L	テリス出版
4188	"	熱媚風		308B -08	Do企画
4189	"	ゴリテイ		SP- 10L	Do企画
4190	"	愛の現場		なし	北陽出版
4191	"	マスカットノート	5月号	雑誌 08334 5-5	株式会社大洋書房
4192	"	ギヤルズ・アクシヨソ	6月号	雑誌 0258 3-6	考友社出版株式会社
4193	"	おたのしみ生撮女子高生	6月号	雑誌 コト ト021 19-6	考友社出版株式会社
4194	"	オレソジ通信	6月号	雑誌 0218 9-6	株式会社東京三世社
4195	"	美少女CLUB	6月号	雑誌 0763 5-6	株式会社サン出版
4196	"	激写通信	9月号	なし	青春画報
4197	"	THEポッキー通信	9月号	なし	三共図書出版社
4198	"	ビデオフラッシュ	9月号	雑誌 コー ト133 79-9	株式会社浪速書房
4199	"	ルンロン写真	9月号	なし	三共図書出版社
4200	"	過激通信	10月号	雑誌 コー ト134 51-10	三共図書出版社
4201	"	VIDEOGAL通信	44	なし	三共図書出版社
4202	"	お元氣クリニック	6	雑誌 5161 1-17	秋田書店
4203	"	感じさせてBABY	6	雑誌 4251 2-18	講談社
4204	"	あぶないおキヤンTEEN		雑誌 5141 2-55	松文館
4205	"	トイトHOTELでつかまえて		雑誌 5141 2-51	松文館
4206	"	ブルーパービジソロード		雑誌 5091 4-25	松文館
4207	"	恋愛カーニバル		雑誌 3091 3-89	松文館
4208	"	サッキュバソイ絵夢		雑誌 5181 1-47	辰巳出版
4209	"	赤い魅惑		雑誌 5321 1-57	司書房
4210	"	先生と愛らぶ		雑誌 5211 2-33	東京三世社
4211	"	PINKISH VIRGIN		雑誌 5541 1-63	東京三世社
4212	"	恋するめばえ		雑誌 5775 0-21	富士美出版
4213	"	あの娘に急接近!		なし	フランス書院
4214	"	いじわるしちゃうぞ!		なし	フランス書院

4215	〃	先生、ごめんさいい	なし	フランス書院
4216	〃	ないしょにしてね	なし	フランス書院
4217	〃	校内写生 vol.2	<small>築地</small> 5041 <small>築地</small> 6-26	リイフ社
4218	〃	もうきりきり 3	<small>築地</small> 5041 <small>築地</small> 6-83	リイフ社

鳥取県告示第六百三十五号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
有限会社長谷川家具店	有限会社長谷川家具店	米子市道笑町二丁目三

鳥取県告示第六百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大伊土地改良区の定款の変更を平成三年八月二十九日認可したのこ、同条第三項の規定により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中田地区ため池等整備）を平成三年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字岩本字沓井一四一五の三から一四一五の五まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から円護寺団地土地区画整理事業（第三工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第百七十条第四項後段の規定

により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
オーケストラ公演	平成三年十一月二十九日	鳥取市民会館

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覧 会 名	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成三年九月十五日から同月二十四日まで	鳥取県立博物館
	平成三年十月四日から同月十三日まで	米子市美術館
	平成三年十月十九日から同月二十三日まで 平成三年十月二十六日から同月三十日まで	倉吉歴史民俗資料館

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 民木一美

主任 橋本節子

主 事 河本直正

三 委任期間

一の1の事務

平成三年十月一日から同年十二月十三日まで

一の2の事務

平成三年九月八日から同月十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

平成四年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成三年九月三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成4年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成4年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数値化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）。

(2) 出 題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出题する。

(3) 実施期日

平成4年3月12日（木）

(4) 実施時間
午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成4年3月12日(木)又は3月13日(金)

(2) 実施方法等

別に定める。

5 実技検査

高等学校長は、学科・コースの特性に応じて実施することができる。

(1) 実施期日

平成4年3月12日(木)又は3月13日(金)

(2) 実施方法等

別に定める。

6 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回限り志願を変更することができる。

7 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績を併せて、次の方法によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以

外の記録(第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選択教科は、英語のみとする。以下同じ。)の合計評定の上位の者から順に募集定員の70パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績(総得点)が定員点の90パーセント以上のもについて選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績(総得点)との総計の上位の者から選考する。

8 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

9 推薦入学

高等学校長は、学科・コースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。

(1) 実施期日

平成4年2月5日(水)

(2) 実施方法等

別に定める。

10 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 帰国後の期間
帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内
- (2) 外国における在住期間
帰国時からさかのぼり継続して1年以上

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年九月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ニューPX	株式会社ソフニア

”	ニューNX	”
”	リキゾー	”
”	ビツゾーカーⅢAA	株式会社三共
回胴式遊技機	チャレンジマンソフ	株式会社尚球社

公 告

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成3年9月3日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備 2級
- 2 実施日時
平成3年11月10日（日） 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 定員
30人

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

6 受験資格

県内に住所を有する者で平成3年11月10日現在で満18歳以上のもの
のうち警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第3条
第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

7 検定申請の手続

(1) 検定申請の受付期間

平成3年10月1日（火）から同月31日（木）まで。

なお、郵送による検定申請書は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出先

検定申請者の住所を管轄する警察署

(3) 提出書類

- ア 検定申請書に、次に掲げる書類を添付して正副2通を提出すること。
- イ 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

8 検定の手数料及びその納付方法

- (1) 検定手数料
17,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 問い合わせ先

検定手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。

雑 報

消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第7条第4項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る乙種危険物取扱者指定講習を次のとおり実施する。

平成3年9月3日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 栄 吉

1 講習の日時

- (1) 第一類 平成3年10月24日(木) 10時から11時40分まで
- (2) 第三類 平成3年10月24日(木) 13時から14時40分まで
- (3) 第四類 平成3年10月24日(木) 15時から16時40分まで
- (4) 第五類 平成3年10月25日(金) 10時から11時40分まで
- (5) 第六類 平成3年10月25日(金) 13時から14時40分まで

2 講習の場所

倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館

3 講習科目

- (1) 危険物に関する法令
- (2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

4 受講資格

平成2年5月23日において現に改正法による改正前の消防法(昭和28年7月法律第186号)第18条の2第3項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受けていた者で、改正法による改正後の消防法第13条の2第2項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物を同月22日において当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会い、若しくは保安の監督をしてい

5 受講申請手続

(1) 受講申請書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

(2) 受講申請書受付期間

平成3年9月9日(月)から同月21日(土)まで(郵送の場合は、9月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 受講手数料及びその納付方法

3,400円を郵便局又は金融機関において納付すること。

6 その他

(1) 受講申請書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部及び鳥取県総務部消防防

災課

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

(電話 0857-26-8389)